

平成31年4月9日

福岡県保健医療介護部  
がん感染症疾病対策課感染症対策係  
長田、諫山  
内線 3079・3083  
直通 092-643-3268

## 麻しん患者の発生について

平成31年4月8日、筑紫保健福祉環境事務所管内の医療機関から麻しん疑いの報告があり、県保健環境研究所による検査の結果、同日、麻しん陽性が判明しましたのでお知らせします。

### 1 患者

#### (1) 年齢等

20歳代、女性、外国籍（東南アジア）、筑紫野市居住

ワクチン接種歴は不明

平成31年3月31日に公表した麻しん患者に係る健康観察中の方

#### (2) 経過

4月6日 夜間、筑紫野市内の飲食店に勤務

4月7日 夜間、筑紫野市内の飲食店に勤務

発熱

4月8日 筑紫野市内の医療機関を受診

県保健環境研究所の遺伝子検査の結果、麻しん陽性が判明

### 2 行政対応

筑紫保健福祉環境事務所が患者、勤務店舗及び受診医療機関の職員等接触した可能性のある者に対し、疫学調査及びまん延防止のための指導を行うとともに、健康観察を実施しています。

#### 《県民の皆様へ》

- 症状(別紙参照)から麻しんが疑われる場合、事前に医療機関へ電話連絡の上、速やかに受診してください。
- 受診の際には、公共交通機関等の利用は控えてください。

#### 《医療機関の皆様へ》

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 患者(疑い含む。)は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- 臨床症状等から麻しんと診断した場合には、速やかに保健所へ届け出てください。

#### お 願 い

※ 報道機関各位におかれましては、患者及び患者家族等について、本人等が特定されないことがないよう、格段の御配慮をお願いします。

## 麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、麻疹ウイルスによる感染症です。
- 感染力がきわめて強く、麻疹の免疫がない集団に1人の発症者がいたとすると、12～14人の人が感染すると言われていています（インフルエンザでは1～2人）。
- ほぼ100%の人に症状が現れますが、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われていています。

### 《症状》

- 麻疹ウイルスに感染して10～12日後に、発熱や咳などの症状が現れます。
- 38℃前後の発熱が2～4日間続き、倦怠感、上気道炎症状（咳、鼻水、くしゃみなど）、結膜炎症状（結膜充血、目やに、光をまぶしく感じるなど）が現れて次第に強くなります。
- 発疹が現れる1～2日前ごろに口の中の粘膜に1mm程度の白い小さな斑点（コプリック斑）が出現します。コプリック斑は麻疹に特徴的な症状ですが、発疹出現後2日目を過ぎるころまでに消えてしまいます。
- コプリック斑出現後、体温は一旦下がりますが、再び高熱が出るとともに、赤い発疹が出現し全身に広がります。
- 発疹出現後3～4日で回復に向かい、合併症がない限り7～10日後には主症状は回復しますが、免疫力が低下するため、しばらくは他の感染症に罹ると重症になりやすく、体力などが戻るのに1か月くらいかかることも珍しくありません。
- 麻疹に伴って肺炎、中耳炎、脳炎などさまざまな合併症がみられることがあります。特に脳炎は、頻度は低い（1000人に1人）ものの死亡することがあり、注意が必要です。

### 《感染予防とまん延防止のために》 ～一人ひとりが気をつけましょう～

- 麻疹は、感染力がきわめて強いことから手洗いやマスクのみでの予防はできませんが、予防接種（ワクチン接種）を行うことによって、95%以上の人々が免疫を獲得し、予防することができます。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の罹患歴や予防接種歴を確認し、明らかでない場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、発熱、咳、鼻水、眼球結膜の充血等麻疹に特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡し、マスクを着用の上、指示に従って受診してください。  
その際、症状出現日の10～12日前（感染したと推定される日）の行動（海外の流行地や人が多く集まる場所へ行ったかどうか等）について、医療機関にお伝えください。

### 《麻疹の予防接種について》

～1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回予防接種を受けましょう～

「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができますので、未接種の方は早めの接種をご検討ください。

※ 接種を希望される方は、医療機関へお問い合わせください。

※ 定期の予防接種の対象者以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、予防接種法に基づかない任意の接種で受けることができます（費用は自己負担となります）。医療機関の医師にご相談ください。

- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。